

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学役員の報酬の臨時特例に関する規則

〔平成24年6月28日
北院大規則第67号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学役員報酬規則（以下「役員報酬規則」という。）の特例を臨時的に定めるものとする。

(役員報酬規則の特例)

第2条 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、役員報酬規則第5条に定める基本給及び同規則第11条に定める非常勤役員手当の支給に当たっては、基本給月額及び非常勤役員手当の月額から、基本給月額及び非常勤役員手当の月額にそれぞれ100分の9.77（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、役員報酬規則に基づき支給される報酬のうち次に掲げる報酬の支給に当たっては、次の各号に掲げる報酬の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 地域手当 当該役員の基本給月額に対する地域手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

二 広域異動手当 当該役員の基本給月額に対する広域異動手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

三 特別調整手当 当該役員の基本給月額に対する特別調整手当の月額に支給減額率を乗じて得た額

四 期末特別手当 当該役員が受けるべき期末特別手当の額（役員報酬規則第10条第6項の規定により増額又は減額された場合は当該増額又は減額後の額）に支給減額率を乗じて得た額

3 特例期間においては、役員報酬規則第13条中「当該月額」とあるのは、「当該月額から当該月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

(端数計算)

第3条 この規則により報酬の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。